

国際歯科研究学会日本部会 会則

第1章 総則

第1条 本会は国際歯科研究学会日本部会（Japanese Association for Dental Research :JADR）と称する。国際歯科研究学会（International Association for Dental Research :IADR）の部会（Division）である。

第2章 目的および事業

第2条 本会は歯科医学および関連分野の研究の促進を図り、口腔保健の向上に寄与するとともに、国際的視野にたつて IADR の発展に貢献し、社会の公益に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術大会の開催
2. ニュースレター等の刊行物の発行
3. IADR などの海外の関係学会等の諸団体との国際的な活動と連絡
4. その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同し、入会を希望する者
2. 学生会員 学部学生・大学院生などで入会を希望する者、ただし学生会員の議決権は認めない。
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を後援し、理事会で承認を得た個人または団体
4. 名誉会員 本会对し特に功労があった者で別に定める条件をみたし、理事会の推薦を経て、評議員会、総会の承認を得た者
5. 終身会員 本会对し特に功労があった正会員のうち別に定める条件をみたし、理事会の推薦を経て、評議員会、総会の承認を得た者
終身会員になろうとする者は、別に定める条件をみたし、かつ所定の事項を記入し IADR 事務局に提出しなければならない。
6. 臨時会員 本会の会員以外で学術大会に臨時参加または研究発表を希望する者。ただし資格はその学術大会限りとする。

第5条 正会員および学生会員になろうとする者は入会時所定の事項を記入し、当該年度の JADR 会費と IADR 会費を共に IADR 事務局に提出しなければならない。日本国内に居住する IADR 会員は必ず JADR に加入しなければならない。

第6条 本会を退会しようとする会員は、事務局に退会届を提出しなければならない。

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡、失踪
3. 除名

第8条 会員が次に該当するときは、除名となる。

1. 会費を1年以上滞納し、度々の催告に応じないとき
 2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
- 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第9条

第4章 資産および会計

第10条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金等
4. その他の収入

第11条 本会の事業遂行に要する費用は、本会の資産をもってあてる。

第12条 本会の事業計画およびこれに伴う予算は、毎年理事会の議を経て、評議員会、総会の承認を得なければならない。

第13条 本会の収支決算は会計年度ごとに理事会の議を経て、評議員会、総会の承認を得なければならない。

第14条 本会の事業年度および会計年度は毎年1月1日から同年12月31日とする。

第5章 役員および役員会

第15条 本会の目的を達成するために、次の役員をおく。

会長 次期会長（副会長） 前会長
理事 10名内外 評議員 35名内外 監事 2名

第16条 次期会長、理事、評議員、監事の選出は、別に定める選出規定によって選出する。

第17条 会長は、本会を代表し、その事業を統括する。

2 次期会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行するとともに、総会、理事会および評議員会の庶務、会計業務の掌握、議事要綱の作成および管理など会務を統括する。

第18条 理事は、理事会を組織し、本会の運営上必要事項を審議し、会務を執行する。

2 会計理事は、本会の会計業務に関する職務を統括する。

3 会計理事は、毎年会計報告を作成し、監事の監査を受けこれを理事会、評議員会および総会に提出する。

第19条 評議員は、評議員会を組織し、本会の運営上重要な事項を審議する。

第20条 監事は、本会の資産および会務執行の状況を監査する。

2 監事は、評議員会、総会において監査報告を行う。

第21条 会長、次期会長（副会長）の任期は2年とする。

2 理事の任期は2年とし、留任を妨げない。

3 評議員の任期は2年とし、留任を妨げない。

- 第 22 条 4 監事の任期は 2 年とし、留任を妨げない。
 理事会は、原則として年 4 回開催する。
- 2 理事会は、会長が召集し議長となる。理事会は理事会構成員の 2/3 以上の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。理事会の議決は理事会構成員の 2/3 以上の賛同を得て決定する。理事会構成員は、会長、次期会長、および理事をもってこれにあてる。
- 3 IADR 役員である JADR 会員および次期学術大会会長は、会長が必要と認めるとき、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第 23 条 評議員会は本会会務について会長からの諮問事項を審議する。
- 2 評議員会は会長が召集し、その議長となる。評議員会は評議員の半数以上の出席をもって成立する。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。評議員会の議決は出席評議員の過半数による。
- 第 24 条 第 6 章 総会および学術大会
 総会は年 1 回開催する。会長が召集し、議長を務める。
- 2 次の事項は、総会に提出し承認を受けなければならない。
 1. 事業計画
 2. 会計報告
 3. 会則など規定の改廃
 4. 役員等の選出
 5. 理事会および評議員会において必要と認められた事項
- 3 総会の議決は出席者の 1/2 以上の賛同を得て決定する。
- 第 25 条 学術大会は原則として年 1 回開催する。
- 2 学術大会会長は理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 学術大会会長は会長の旨を受け担当学術大会の運営を総理する。
- 第 26 条 第 7 章 委員会
 本会が必要に応じて理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は会長が委嘱する。なお、構成する委員のうち少なくとも 1 名は理事会構成員を含むものとする。
- 3 委員会は活動報告を理事会に提出する。
- 第 27 条 第 8 章 会則の変更
 本会則は、理事会、評議員会および総会の議を経なければ変更することができない。
- 第 28 条 第 9 章 付則
 本会の事務局は、アカデミック・スクエア株式会社内に置く。
- 第 29 条 本会の年会費は別途細則で定める。
- 第 30 条 正会員および賛助会員は所定の方式にしたがって会費を毎年の 3 月末日までに納入しなければならない。
- 第 31 条 本会は、第 4 条で定めた会員のほかに日本部会員をおく。部会員は、日本部会でのみ活動を希望するもので、かつ本会則施行時に部会員登録があるものとする。なお、部会員は所定の方式にしたがって年会費 5,000 円を毎年の 3 月末日までに JADR 事務局に納入しなければならない。
- 第 32 条 本会則は、2009 年 9 月 24 日より施行する。

名誉会員規定

会則第 4 条 3 に定める名誉会員は次の各号のいずれかに該当するものとし、原則として 65 歳以上の者とする。

1. 本会の会長経験者
2. 本会の発展に著しく貢献した者

終身会員規定

会則第 4 条 4 に定める終身会員は次の各号に該当するものとし、現職を辞した者とする。

1. IADR/JADR 正会員として 25 年以上活躍した者
2. 本会の発展に著しく貢献した者

役員選出規定

会則第 16 条に定める役員は次の方法により選出されるものとする。

1. 次期会長は、会長の任期終了 2 年前までに、正会員の投票により選出する。
2. 次期会長を選出するために次期会長選考委員会を理事会の下に設置し、理事・評議員計 7 名で構成する。委員長は互選とする。
3. 次期会長選考委員会は正会員（会長経験者を除く）の中から理事・評議員の推薦により候補者を募り、本会への貢献度や経験などを考慮して次期会長候補者名簿を作成する。
4. 次期会長候補者名簿に掲載された者を正会員の投票に付し、理事会の議をへて評議員会の承認を得る。
5. 次期理事は、正会員の中から次期会長が選出し、理事会の議をへて評議員会の承認を得る。
6. 評議員は、次のいずれかの者とし、理事会の推薦をへて会長がこれを委嘱する。
 - ・各歯科大学・歯学部在籍する正会員の代表者
 - ・理事会が推薦する者若干名
7. 監事は、会員の中から理事会が推薦し、評議員会の承認を得る。

国際歯科研究学会日本部会 細則

第1条

本会の会則第29条に定める年会費は次の通りとする。

1. 正会員 6,000円相当のUS\$ IADR事務局に払込む
(IADR本部より会費の問合わせメールを受領した日の為替レートをもつてのUS\$を換算し、徴収額として本部に連絡する)
2. 学生会員 10 US\$ IADR事務局に払込む
3. 賛助会員 1口 20,000円 IADR事務局に払込む
4. JADRの名誉会員、終身会員からは、JADR年会費を徴収しない。